

原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A200800655 平成20年9月14日(東京都) 平成20年10月1日	電気洗濯機	(火災) 屋外に設置していた当該製品周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は著しく焼損しており、樹脂部が溶融しコントローラー基板、モーター、内部配線等の部品が埋もれた状態であった。</p> <p>○当該製品の右側上部後方にある内部配線に溶融痕が認められたが、溶融痕のあった箇所は外力が加わり難い部分であった。</p> <p>○溶融痕があった内部配線の前方に配置されたコントローラー基板は、溶融した樹脂に覆われて焼損し一部焼失していたが、残存していた銅箔パターンに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、内部配線の溶融痕は一次痕、二次痕の特定ができず、さらにコントローラー基板が一部焼失しており確認できなかったため、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	使用12～15年
2	A200800734 平成20年10月18日(広島県) 平成20年10月23日	子供用いす(ハイチェア)	(重傷1名) 幼児が当該製品に座って食事をしていたところ、テーブルが外れたため、転落し重傷を負った。	<p>○当該製品に破損、折損は認められなかった。</p> <p>○当該製品は同等品に比べテーブルの両パイプ間の幅が3mm広い状態で、組み立てた際に肘掛けと、テーブルパイプとの間にすき間が生じていた。</p> <p>○テーブル部に前後、左右、下方向に各々200Nの荷重を加えてもテーブルは外れなかった。</p> <p>●当該製品は組み立てた状態で肘掛けとテーブルパイプとの間に、2.2mmの隙間が生じていたが、事故当時の詳細な状況が不明であり、また製品の強度には問題は認められないことから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A200801019 平成20年11月27日(埼玉県) 平成20年12月26日	電気毛布	(火災) 当該製品及びその周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の毛布生地には、ヒーター線に沿って焼損が認められたが、ヒーター線に熔融痕は認められなかった。また、焼損部分から離れた部分にも、ヒーター線に沿って毛布生地が焦げている部分があった。</p> <p>○ヒーター線が異常過熱した場合は、160℃で温度ヒューズが溶断し、通電が遮断されるが、コントローラー内の温度ヒューズは溶断しておらず、また、コントローラーに損傷はなく、同等品に取り付けたところ、正常に作動した。</p> <p>●当該製品のヒーター線が過熱した様相を呈しているものの、ヒーター線やコントローラーに異常が認められないことから、出火元を含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	
4	A200801181 平成21年1月1日(愛知県) 平成21年1月29日	電気冷蔵庫	(火災) 火災が発生した。事故現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は全体的に上部の焼損が著しく、背面の焼損状況はコンプレッサー室から上に燃え広がっていた。</p> <p>○コンプレッサー室にある制御基板は、約3分の1が焼失し基板上の電気部品はトランス付近を残して破損・焼損していた。</p> <p>○上記以外に確認できた電気部品、配線等に、出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存している部品に出火した痕跡は認められなかったが、制御基板の一部が焼失していたことから、製品起因か否かを含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
5	A200801240 平成21年2月6日(大阪府) 平成21年2月13日	電気冷蔵庫	(火災・軽傷1名) ベランダで火災が発生し、現場に当該製品があった。消火の際、1名が軽傷を負った。	<p>○当該製品の庫内は、可燃物の焼損は認められるものの、電気部品については、発火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品背面後部の機械室は左側が著しく焼損しており、始動リレーのリード線に溶融痕が認められた。</p> <p>○始動用及び運転用コンデンサーは内部素子に絶縁劣化の痕跡は認められなかった。</p> <p>○コンプレッサーの周辺に動物の毛のようなものが認められた。</p> <p>●当該製品の機械室内部のリード線に溶融痕が認められたことから、当該リード線から出火したものと考えられ、長期使用(約25年)によりリード線の被覆が絶縁劣化し、出火に至った可能性も考えられるが、動物がリード線を囓ったことも否定できないため、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	
6	A200801281 平成21年2月20日(神奈川県) 平成21年2月25日	学習机	(火災) 当該製品付近から出火したと思われる火災が発生した。	<p>○当該製品に付属している照明器具の上部中央の焼損が著しかった。</p> <p>○照明器具のスイッチはオフの状態であったが、スイッチより電源側に近い配線がスライドアーム内で断線しており、断線部に短絡痕が認められた。</p> <p>○事故現場のプレーカーは全てオン状態であった。</p> <p>○同等品による再現試験の結果、照明器具のスライドアームの可動試験の結果、断線は生じなかった。</p> <p>●当該製品に付属している照明器具のスライドアーム内の配線が短絡して出火した可能性も考えられるが、プレーカーがオフになっていない状況から、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A200801294 平成21年1月8日(大阪府) 平成21年2月26日	電気衣類乾燥機	(火災・軽傷1名) 火災が発生し、避難する際、1名が軽傷を負った。 現場に当該製品があった。	○当該製品は全体に焼損しており、金属部品のみ残存していた。 ○電源コードは途中で溶断しており、溶断箇所から電源側のコード、電源プラグ、コントロールパネル部の電源スイッチ及びコントロール基板は回収されなかったため確認できなかった。 ●当該製品は著しく焼損しており、電源スイッチ、コントロール基板等が未回収であったため、確認することができず、また、残存していた部品から熔融痕等の出火の痕跡が認められなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することができなかった。	
8	A200801305 平成21年2月5日(広島県) 平成21年3月2日	電気ストーブ	(火災) 当該製品及び他の電気製品が接続されている延長コード付近が焼損する事故が発生した。	○当該製品本体に異常は認められず、通電によって正常に作動した。 ○電源コードは電源プラグ付近で断線していたが、断線部に熔融痕は認められなかった。 ○延長コードのタップ部に差込接続されていた当該製品の電源プラグ部は、事故後廃棄されていたため確認できなかった。 ●当該製品本体及び残存していた電源コードに異常は認められなかったが、電源プラグ部が確認できなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。	
9	A200801334 平成21年2月18日(大阪府) 平成21年3月9日	電気あんか	(火災・死亡1名) 火災が発生し、1名が死亡し、現場に当該製品があった。	○当該製品の本体は殆ど焼損しておらず、内部には出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、2箇所断線しており、断線部にはそれぞれ熔融痕が確認された。 ●当該製品の電源コードが本体から断線して出火したものと考えられるが、使用状況が不明であることから製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A200801346 平成21年3月2日(東京都) 平成21年3月12日	電気洗濯乾燥機	(火災) 当該製品を使用後、外出したところ火災が発生した。	<p>○当該製品は、後側下部の焼損が著しかった。</p> <p>○電源コードには複数箇所での断線が認められ、回収されていない部分があった。</p> <p>○残存していた電源コードについては、電磁弁等の電気部品と共に、当該製品の下側で樹脂に埋まった状態であったが、いずれも溶融痕等は認められなかった。</p> <p>○洗濯ドラム内に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は後側下部が激しく焼損し、電源コードの一部が確認できない状態であり、残存している電源コード、電磁弁等の電気部品には、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかったため、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	使用約9か月
11	A200801352 平成21年3月2日(東京都) 平成21年3月13日	電気こたつ	(火災、死亡1名) 火災が発生し、1名が死亡した。事故現場に当該製品があった。	<p>○当該製品の保護網は変形しており、ヒーターと接触していた可能性があった。</p> <p>○使用者は衣類を当該製品の中に入れて使用していた。</p> <p>○保護網表面に繊維と思われる焼損物が認められたが、出火時に洗濯物等の衣類が保護網に接触していたかは確認できなかった。</p> <p>○安全装置の温度ヒューズはオープン状態で導通がなく、サーモスタットの接点に溶着痕は認められなかった。</p> <p>○電源コードの芯線に溶融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定はできなかった。</p> <p>●当該製品のヒーター部に洗濯物等の繊維が付着したため、出火に至った可能性が考えられるが、電源コードからの出火の可能性も考えられることから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A200801370 平成21年3月8日(東京都) 平成21年3月18日	水槽用ポンプ	(火災) 水槽付近から出火する火災が発生した。	<p>○当該製品の電源コードに短絡痕が認められた。</p> <p>○当該製品のモーターはロック状態で、巻線に短絡が認められたが、出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○同等品のモーターを水中でロックして通電したが巻線は短絡せず、空气中に曝された場合は巻線が短絡することが確認された。</p> <p>●当該製品のモーターがロックしたためにモーターの巻線が異常発熱し、巻線の絶縁が劣化して短絡し、電源コードに過電流が流れて出火に至ったものと推定されるが、使用状況が不明なため、モーターがロックした原因を特定できなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	
13	A200801371 平成21年3月1日(千葉県) 平成21年3月19日	コンセント	(火災) 2口ある当該製品の上側が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、右側の速結端子部が著しく炭化、焼損しており、欠損が認められた。</p> <p>○刃受け金具は、一カ所、刃受け部の幅が広がっていることが確認できたが、当該部分は焼損の影響を受けていなかった。</p> <p>○速結端子部に接続されていた電線に接続不良はなく、又、溶融痕は認められなかった。</p> <p>○速結端子部の板バネは、4つの内2つが紛失しており、接触状況は確認できなかったが、残存していた板バネには溶融痕等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の速結端子部の接触不良等により過熱し、出火した可能性が考えられたが、一部未回収の部品があり、残存していた部品には出火の痕跡は認められず、電線の接続も正常と考えられることから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A200801397 平成21年3月3日(鹿児島県) 平成21年3月26日	延長コード	(火災) 水槽付近で使用していた当該製品から発煙していた。	<p>○当該製品は、過電流防止装置付きメインスイッチが付いたもので、当該スイッチ付近の焼損が著しく、外郭樹脂が焼失していた。</p> <p>○メインスイッチに接続されていたバリスタ(雷等高電圧サージから回路を保護する部品)の本体は回収されていなかった。</p> <p>○メインスイッチの接点に異常は認められなかった。</p> <p>○メインスイッチ直近の差込口に接続されていた照明器具のプラグは、片側の栓刃に受け刃が挟まった状態で外れており、当該栓刃及び受け刃には微細なアーク痕と錆が認められた。</p> <p>○テーブルタップ内部に水の浸入が認められたが、熔融痕はなく出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の最も焼損が著しいメインスイッチに接続されていたバリスタ本体が回収されておらず、又、残存しているその他の部品に出火の痕跡は認められなかったため、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	
15	A200801401 平成21年3月13日(千葉県) 平成21年3月27日	こたつヒーター	(火災) 当該製品付近から出火する火災が発生した。	<p>○当該製品本体は全体に焼損し、コントローラー接続用コネクタ、ヒーター管やファンモーター等の電気部品が焼損していたが、いずれも原形を留めており、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○温度コントローラーは回収されていなかった。</p> <p>○電源コードは被覆がほぼ焼失していたが短絡痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく、本体の電気部品、電源コードには出火の痕跡は認められなかったが、温度コントローラーが回収されていないため、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A200900021 平成21年3月12日(神奈川県) 平成21年4月7日	浴槽用温水循環器 (24時間風呂)	(火災・重傷1名・軽傷1名) 異臭がしたので確認すると、火災が発生し、現場に当該製品があった。また、消火の際に1名が重傷、1名が軽傷を負った。	○当該製品のスイッチボックスの焼損が著しく、内部配線や電気部品が一部未回収であった。 ○スイッチボックス入力用電源コード4本の内、3本が焼失しており、残存していた1本に熔融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定はできなかった。 ○本体及び本体へ供給されているコードには異常は認められなかった。 ●当該製品のスイッチボックスの焼損が著しく、内部配線等が一部未回収であり、電源コードに熔融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定ができず、残存している部品からも出火の痕跡は認められなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。	
17	A200900030 平成21年3月31日(兵庫県) 平成21年4月9日	電気温風機(セラミックファンヒーター) (加湿機能付き)	(火災) 当該製品を使用後、当該製品の背部から発煙していたため、ベランダへ出しておいたところ、発火した。	○当該製品は焼損が著しく、樹脂部分はほぼ焼失していた。 ○スチームヒーターユニットのパイプ内に粉末状の異物が認められた。 ○セラミックヒーター等の電気部品、電源コード及び内部配線には、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○内部配線のはんだ付け結線部分には異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められず、事故時には電源プラグを抜いた状態であったが、当該製品以外に焼けたものがなく、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。	
18	A200900040 平成21年3月5日(三重県) 平成21年4月13日	リチウム電池内蔵AC充電器	(火災) 当該製品をコンセントに接続して充電していたところ、出火して、本体及び周辺を焼損した。	○当該製品に内蔵されているリチウム電池が膨らみ電極が一部焼失しており、焼失部分の電池ケース内側に発熱の痕跡が認められた。 ○電池の内部電極には短絡痕は認められなかった。 ○内部基板は焼損していたものの、異常発熱の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の充電時間は1時間半であるが、使用者は当該製品をコンセントに差し込んだままの状態約8時間後に発火していた。 ●当該製品を充電中にリチウム電池が内部短絡して焼損した可能性があるが、電池内部の焼損が著しいため、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A200900046 平成21年4月5日(兵庫県) 平成21年4月15日	除湿機	(火災) 洗面所に置いていた当該製品から出火したと思われる火災が発生した。	<p>○当該製品は本体外郭樹脂の上半分の焼損が著しかった。</p> <p>○操作パネル周辺にあるLED基板が焼失しており、コントローラー基板、スイッチ類及び内部配線が焼損していた。</p> <p>○コントローラー基板は実装されている部品がほぼ残存しており、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○内部配線が複数箇所です断線しており、断線部には溶融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定はできなかった。</p> <p>○当該製品下部にあるコンプレッサー周辺には大量の埃が堆積していた。</p> <p>●当該製品のLED基板が焼失しており、残存している部品及び配線類には出火の痕跡は認められなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	
20	A200900056 平成21年4月3日(岐阜県) 平成21年4月17日	テレビ(ブラウン管型)	(火災) 異音が出たため確認すると、当該製品が置いてある部屋から煙と炎が見えた。	<p>○当該製品のうち、現場から回収されたのはメイン基板、電源基板及び消磁コイルのみであった。</p> <p>○メイン基板は殆どが焼失しており、基板上の高圧部品(フライバックトランス)等を確認することができなかった。</p> <p>○電源回路に接続されている消磁コイルの端部に溶融痕が多数認められた。</p> <p>○電源基板上にある電源回路及びヒューズ等の溶断は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しいため、フライバックトランス等、未回収部品が多く、残存していた基板及び消磁コイルに出火の痕跡は確認できなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	使用約10年

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
21	A200900079 平成21年4月21日(埼玉県) 平成21年4月24日	電気衣類乾燥機	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は外郭及び内部共に著しく焼損しており、一部回収されていない部品があった。</p> <p>○コントロール基板は基板上の部品が殆ど焼失し、銅箔パターンも焼失、剥離していた。</p> <p>○残存していたコンデンサー、ヒーターは著しく破損していたが、出火に至る痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、一部の部品が未回収であり、残存していた電気部品に出火に至る痕跡が認められなかったことから、出火元を含め、事故原因を特定することはできなかった。</p> <p>なお、当該製品は、基板から出火に至るおそれがあるため、製品改修を行っているが、当該箇所は既に改修済みであり、発火痕跡は認められなかった。</p>	
22	A200900086 平成20年11月8日(岩手県) 平成21年4月28日	運動器具	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、中央の支柱が破損して転倒し、重傷を負った。	<p>○当該製品は、支柱をボルトを用いて固定させる本体上部の接続金具のボルト穴付近が破断・変形していた。</p> <p>○ボルト穴の破損部に、事故時に過大な荷重が加わったことを示す痕跡が認められた。</p> <p>○使用者体重の1.5倍を超える荷重を1000回繰り返しても、各部に破損や変形は生じず、同等品と比べて硬さには問題は認められなかった。</p> <p>●当該製品に使用時に過大な力が加わったことにより破損したものと推定されるが、事故当時の詳細な使用状況が不明であるため、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	
23	A200900089 平成21年4月17日(島根県) 平成21年4月28日	加湿器	(火災) 当該製品付近から発煙・発火し、周辺が焦げた。	<p>○当該製品は外郭が著しく焼損しており、内部の電源基板が炭化し一部焼失していた。</p> <p>○電源基板は、はんだ付け部の接触不良等の異常の有無を確認できなかった。</p> <p>○機体内の金属部には著しい腐食が認められた。</p> <p>○蒸発皿にスケールが大量に堆積し、パッキン接合面まで侵入しており、手入れ等が不十分な状態であった。</p> <p>●電源基板の電源入力部のはんだ付け不良、あるいは清掃不良によって電源基板に電解質を含んだ水分が付着したことによりトラッキングが発生したと考えられるが、電源基板の焼損が著しく、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
24	A200900126 平成21年4月30日(岡山県) 平成21年5月15日	電気冷蔵庫	(火災) 火災が発生し、現場(台所)に当該製品があった。	○当該製品は、著しく焼損しており、樹脂部品はほぼ焼失していた。 ○電源コード、メイン基板及び庫内ヒーター等は未回収であったため、確認できなかった。 ○残存していたコンプレッサー、モーター起動用リレー、コンデンサー及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存していた電気部品等に出火の痕跡が認められず、一部の電気部品等が回収されていないことから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することができなかった。	
25	A200900136 平成21年5月8日(北海道) 平成21年5月20日	ファクシミリ	(火災) 火災が発生し、現場(牛舎内の事務スペース)に当該製品があった。	○当該製品は、著しく焼損しており、高圧電源基板等の部品が焼失していた。 ○残存していたメイン基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存していた電気部品等に出火の痕跡が認められず、一部の電気部品等が回収されていないことから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することができなかった。	
26	A200900293 平成21年6月30日(広島県) 平成21年7月10日	テレビ(ブラウン管型)	(火災) 当該製品付近から出火する火災が発生した。	○当該製品は激しく焼損しており、高圧部品(フライバックトランス)が回収されておらず確認することができなかった。 ○残存しているその他の電気部品についても著しく焼損していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、回収されていない部品があったが、残存しているその他の電気部品に出火の痕跡は認められず、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
27	A200900510 平成21年2月14日(福島県) 平成21年9月25日	電気ストーブ	(火災) 当該製品のスイッチを入れて、その場を離れたところ、火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品は木製テーブルの上で使用されており、周辺に多量の書類が置かれていた。 ○当該製品の本体と台座は、使用前に取り付けるものであるが、これらの取り付けが不十分で不安定な状態であった。 ○当該製品は事故後に廃棄されていたため、転倒オフスイッチの状況については確認することができなかった。 ●転倒した当該製品の熱によって周辺の可燃物に着火した可能性も考えられるが、転倒オフスイッチの状況を確認することができなかったため、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。	
28	A200900541 平成21年8月7日(岡山県) 平成21年10月9日	延長コード	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。当該製品の一部分に加工が施されていた。	○当該製品の電源コードはタップ部から約150mmの位置で断線しており、断線部には溶融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定はできなかった。 ○当該製品の電源プラグ部及びタップ部、さらにタップに接続されていた電気製品(携帯電話用充電器)には出火の痕跡は認められなかった。 ●電源コードに溶融痕が認められたことから、短絡により出火した可能性が考えられるが、一次痕、二次痕の特定ができず、他の部分にも溶融痕等、発火の痕跡が認められなかったため、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することができなかった。	
29	A200900560 平成21年8月13日(埼玉県) 平成21年10月15日	介護ベッド	(重傷1名) 当該製品の脇に立っていた際ふらついたため、当該製品に取り付けていた介護ベッド用手すりにつかまったところ転倒し、重傷を負った。	○当該製品に取り付けられた、手すり間のすき間を埋めるスペーサー(樹脂製)が外れていた。 ○当該スペーサーは、手すりに接着剤で取り付けられており、同等品と比較し、同程度の接着力と推定された。 ○同等品によるスペーサーの引き抜き試験では、1,000Nを超える力を加えても外れないことが確認された。 ●使用者が当該製品付近で転倒した際に介護ベッド用手すりのスペーサーに大きな負荷がかかり、スペーサーが外れ、事故に至ったものと推定されるが、スペーサーの接着力などが確認できず、事故当時の状況も不明であるため、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することができなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
30	A200901005 平成22年1月31日(福井県) 平成22年2月10日	布団乾燥機	(火災) 火災が発生し、現場(家庭の洗濯室)に当該製品があった。	<p>○当該製品は焼損が著しく、原形を留めていなかった。</p> <p>○当該製品の電気部品のうち、タイマー、サーモスタット、温度ヒューズは確認できず、残存するファンモーター、ヒーター等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○内部のリード線に欠損が認められ、残存していたリード線に熔融痕等は認められなかった。</p> <p>○電源コードは複数箇所で断線しており、断線部に熔融痕が認められたが、一次痕、二次痕を特定することができなかった。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく、一部の電気部品が確認できず、残存している電源コード、内部配線や電気部品には出火の痕跡は認められなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することができなかった。</p>	
31	A201000007 平成22年1月1日(兵庫県) 平成22年4月2日	杖	(重傷1名) 当該製品を使用中に転倒し、負傷(頸椎骨折)した。	<p>○当該製品のカフ軸(握り部)は、脆性破壊(素材が伸びずに一気に破壊した状態)により折損していた。</p> <p>○カフ軸には、樹脂の劣化が疑われる変色や微細なクラックが認められたが、破断面からは破損との因果関係を確認することはできなかった。</p> <p>○同等品が入手できなかったため、強度等について確認することができなかった。</p> <p>●使用者が当該製品を使用中に、カフ軸が外部応力により折損したため転倒したものと推定されるが、使用状況が不明であり、また、カフ軸の樹脂の劣化の程度や微細なクラック等が破壊強度に影響を与えたのか否かも不明であり、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	
32	A201000048 平成21年8月24日(京都府) 平成22年4月15日	はしご(アルミニウム合金製)	(死亡1名) 1名が死亡した状態で発見された。現場に折損した当該製品があった。	<p>○当該製品は、2本の支柱を連結している長さ4mの一本はしごで、接続部付近で折損していた。</p> <p>○折損は、接続部のボルトの通し穴部分で生じており、破面は衝撃で一気に折損したものと認められた。</p> <p>○破面にはき裂や異物等の欠陥は認められなかった。</p> <p>○支柱の寸法・材質に異常は認められなかった。</p> <p>○同等品について強度を確認したところ、異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品に許容応力を超える何らかの強い衝撃力が加わったため折損したものと推定されるが、使用状況が不明なため、製品起因か否かも含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	